

第77回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月5日（月）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 概 要

- 第74回人口・社会統計部会（平成28年11月7日、家計調査の審議に係る第2回部会。以下「第2回部会」という。）における審議において、事実確認が必要とされた一部事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った。その結果、「平成26年度審議結果報告書で示された『家計調査』に係る今後の取組の方向性に関する取組状況」については、統計委員会が示した方向性に沿った対応がされているものと整理された。
- 今回計画されている「世帯票及び準調査世帯票の変更」、「オンライン調査の導入」及び「抽出区分の変更」について、調査実施者の説明を基に審議を行った。その結果、いずれの事項についても、変更内容については適当と整理されたが、「オンライン調査の導入」については、今後、導入後の検証及び情報提供が必要との指摘があった。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 第2回部会において事実関係等の追加確認が必要とされた事項への回答

ア 「1 調査員の資質向上について」

- ・ 調査実施者及び実査を担う都道府県においては、限られたリソースの中で、できる限りの対応されているものと理解した。何か補足すべき点はないか。
 - 調査員のノウハウを引き継ぐことは重要であり、今後とも資質向上に努めて参りたい。
 - 「調査員合同指導会」において実施している調査員のグループ討議では、より良い接触方法等について、熱心な討議が行われている。調査員の高齢化は進んでいるものの、調査員の資質や能力については、一概に年齢だけで決まるものではないことに留意すべきではないか。

イ 「2 集計・情報提供について」

- ・ 母集団復元する際の乗率は、何をターゲットとして設定しているのか。
 - 家計消費の実額をターゲットとしている。
 - そうであるならば、公表値と参考値等の比較をされる際には、前年同月比の増減率ではなく、家計消費額で説明した方が理解を得やすいのではないか。
- ・ 「地方×有業人員」別世帯分布を用いた試算値と公表値との差が1.5ポイントと大きかった2015年8月については、前年同月（2014年8月）の自動車購入を含む「交通・通信」の金額差が特に大きかったことによるとの説明だが、家計消費状況調査により補完することで、こういった振れは小さくなるのか。
 - お見込みのとおりである。消費金額の水準は高く、振れは小さくなる傾向にある。ただし、前年同月比は、当月と前年同月の動きによっては振れ幅が大きくなることもあり、何とも言えない。
- ・ 購入頻度の少ない耐久消費財の方が標準誤差率は大きくなるのか。
 - 標準誤差率は品目により異なり、品目別の標準誤差率についても公表している。
- ・ 2014年8月においては特に自動車購入を含む「交通・通信」の試算値と公表値の差が大きかったとのことだが、毎年同じような傾向があるのか、それとも一時的なものなのか。
 - 家計消費に季節的な傾向はあるものの、品目ごとに一律ではないため、試算値と公表値の差の大きさに一定の傾向はない。自動車のように購入頻度の低いものが回答に含まれれば、消費支出は高くなり、含まれなければ低くなる。
 - 購入頻度の低い品目の出現によって振れが左右されるということか。
 - そのとおりである。
- ・ 公表値と有業人員数で補正した試算値の消費支出金額の動きを比べると、試算値の方が月次の振れは小幅ながら縮減しているように見える一方で、両方の標準

誤差率を比較すると、公表値よりも試算値の方が大きくなっている。試算値の評価をする上で、この違いをどのように考えたらよいのか。

→ 月々の消費の振れは標準誤差率だけの問題ではなく、家計消費や経済の動きが反映されているものとする。また、副標本法で推計を行っていることで標準誤差率が高めにしていることにも御留意いただきたい。

・ ここでの指摘は全て表現の問題だと思っているので、公表の際は、留意してもらおうとよいのではないかと。また、参考値の推計方法はなるべく統一した方がよいのではないかと。

・ 以上のような意見を踏まえて、引き続き改善をお願いしたい。

ウ 「3 回収状況について」

・ 調査員の訪問回数等は、基礎データとして蓄積・共有はしていないのか。

→ 報告・共有は求めているが、調査員合同指導会等において、どのくらい訪問しているかといった議論や情報共有はなされている。

→ 訪問回数といったデータは、調査の基礎的なデータと考えるが、調査員の負担といった観点から把握が難しいのか。

→ 都道府県の担当職員と調査員の間においても、どのくらい訪問しているかといったことについてはよく話題にはなるが、具体的な訪問回数までは把握はしていない。

→ 何回くらいの訪問で調査協力の依頼をあきらめるのか。

→ マンションや地域の特性に即した丁寧な対応に努めているが、「何回」と決めてはいない。

→ 対面で断られた場合には、その時点で次の候補世帯に接触することになるが、不在のために、直接意思確認できない世帯については、どのように対応しているのか。

→ 訪問日時をメモ等で世帯にお知らせした上での再訪問や、時間を変えての再訪問などにより、対象世帯に接触できるよう努めている。

→ 調査実施者としては、一律に「何回訪問すればよい」という線引きは難しい。

→ 1つの世帯に何回も訪問することは、結果的に調査員の負担を増しているのではないかと。訪問回数は何回までとルール化してはどうか。

→ 都道府県の意見や実状を踏まえて検討したい。

→ 調査対象世帯への接触方法や、訪問回数のデータ共有及び制限等は、結果の精度向上だけでなく、調査員の資質向上や負担の軽減にもつながる。これは、他の調査員調査にも共通する課題と思うが、家計調査においても、引き続き検討いただきたい。

・ 1調査世帯当たりの依頼世帯数を見ると、おおむね3世帯中2世帯からは協力

が得られていない。資料1の7～8頁の「実際に調査された世帯」と「最初に抽出された世帯」の年齢階級別分布や有業人員別分布の表を見ると、例えば、有業人員「0人」の差が大きくなっており、これは、いわゆる無職世帯の割合が最初の抽出時より実際の調査では少なくなっているということか。

→ そのとおりである。御指摘の無職世帯を安定的に把握するために、今回、抽出区分において「無職世帯」の区分を設けるという変更を計画しているところである。

→ 抽出区分（層化）をもっと細かくできないのか。

→ 一つの調査単位区内の世帯区分別世帯数を基に、6世帯を各世帯区分に割り当てていることから、抽出区分（層化）の更なる細分化は難しい。

- ・ 海外では、調査対象世帯の者が自身で調査票の記入が困難な場合は、ダイアリーキーパー（代理記入を行う世帯員以外の者）が代わりに記入するといった援助を行っている。負担が大きいと思うが、こういったことも検討してはどうかか。
- ・ 消費構造は、共働き世帯とそれ以外、現役世帯と引退世帯で異なることから、代替世帯の抽出においては、こういった世帯属性も考慮した方がいいのではないか。
- ・ 調査対象世帯の選定においてバイアスが生じている可能性を考慮し、乗率の作成において、訪問回数や最初に抽出した世帯か代替世帯かといったことは考慮していないのか。世帯のある種の特徴が労働力調査の変数で説明できるのであればよいが、そうでなければバイアスが生じるので、検討が必要ではないか。
 - 現在は考慮していないが、そのような対応が精度向上につながるのであれば、排除するものではない。
 - 調査対象世帯の選定におけるセレクション・バイアスをいかに精緻に見るかということで、このことをしっかり確認することで飛躍的に精度は向上するのではないか。調査方法の中で見直しが必要な部分についての検証は重要ではないか。

エ 昨年度の統計法施行状況審議において示された方向性への対応状況についてのまとめ

- ・ 第2回部会における審議及び今回の事実確認により、昨年度行われた統計法施行状況審議の結果報告書で示された家計調査に係る今後の取組の方向性に関する取組状況については、示された方向性に沿った対応がされているものと整理したい。

(2) 世帯票及び準調査世帯票の変更

- ・ 「⑧ 二人以上の世帯における『家族で同居していない者の数』の区分を統合」の説明において、「仕事のため」については、件数が少なくなっているとの説明が

あった。単身赴任の場合もこの区分に該当すると思うが、単身赴任の世帯はそれほど減っていないのではないか。

→ 家計調査においては、世帯主が3か月以上不在の世帯は調査対象外としている。そのため、基本的には世帯主が単身赴任の世帯は対象外となっている。

→ 世帯主等が単身赴任により不在の留守宅は把握していないということか。把握すべきではないか。

→ 単身赴任者本人といわゆる留守宅については、別世帯と整理をし、単身赴任の者については「単身世帯」として、家計調査の対象になる。その中で、留守宅への仕送りについても把握している。

→ 「学業等のため」ではなく、「学業・就業等のため」にした方が分かりやすいのではないか。

→ 世帯票は調査対象世帯が自ら記入するものではなく、調査員が聞き取って記入するものなので、そこまで詳細でなくともよいとの判断である。

・ 「③ 『住居の所有関係』の区分の統合」について、設備共用の賃貸住宅は、ほとんどないということか。

→ そのとおりである。民営で設備を共用する賃貸住宅の該当数は、かなり少なくなっている。

・ 「① 就業者を『正規』とそれ以外に区分」については適当な変更である。さらに、配偶者の就業状況別の集計も消費構造の違いを見る上では重要ではないか。

→ 今後の特別集計での対応を含め検討したい。

・ 「⑫ 『家賃・地代』の支払の有無等の削除」について、住宅・土地統計調査によると地代の支払は3%くらいあったように思うが、世帯票から調査事項を削除する基準はどのようになっているのか。また、当該項目は記入漏れの確認に用いてきたということであるが、記入漏れを防ぐという意味では、家計簿の「口座自動振替による支払」欄のプレプリント項目である「家賃」を「家賃・地代」としてはどうか。

→ 集計上、地代と家賃は区分しているため、それぞれの金額を把握する必要があり、家賃とまとめてプレプリントすることは難しい。

・ 世帯票から調査事項として落とすとしても、調査実務上の確認事項として残るといふことであれば、調査員のマニュアルを分かりやすいものにする必要がある。

→ 審査に用いる事項について、調査マニュアル上の記載にとどめるのか、世帯票上の調査事項として把握するのか、両者の役割分担について整理が必要ではないか。極論すれば、調査マニュアルにチェック事項を全て書き込んで、調査実務上はそのチェックを行い、世帯票は作成しないという選択肢もあると考える。

→ 調査員だけでなく、都道府県や統計センターでの審査や集計・分析上、データとしての把握が必要な事項については、世帯票で把握するという整理である。

→ 世帯票については、世帯属性を把握する重要な調査票であり、削除等に際しては慎重に検討していただきたい。

- ・ 世帯票及び準調査世帯票の変更については適当と判断としたい。

(3) オンライン調査の導入

- ・ 4都県に先行導入し、システムの安定稼働を確保した上で他の道府県へ展開するというものであるが、これはシステムのチェックを目的としたものか。その場合、先行導入する地域が都市部に集中していることに問題はないのか。

→ 4都県に導入する前に、システムのバグ等については十分なテストを行った上で導入をすることとしている。また、他の統計調査においても東京都等で先行導入した後、全国展開した経緯があり、また都市部の方がオンライン調査に慣れていると想定されることから、4都県に協力いただき先行導入したいと考えているところである。

- ・ オンライン調査の導入については全体的な流れでもあることから適当と判断したい。なお、オンライン調査導入後における回答内容の検証や、その情報提供の充実については十分な対応をお願いしたい。

(4) 抽出区分の変更

- ・ 無職世帯はどのように把握しているのか。また無職世帯の乗率はどのように作成するのか。

→ 家計調査の名簿作成時には、勤労者世帯、無職世帯といった別を把握している。また、乗率はこの世帯区分ごとには設定しておらず、労働力調査の世帯人員別世帯分布を基に設定している。なお、有業人員による推計においては、統計調査の把握の方法の違い（アクチュアル方式とユージュアル方式）が課題となっていることは認識している。

- ・ 配偶者が働いている世帯の場合には、忙しいため断られている可能性はないか。このため、代替サンプルを依頼する際には、夫婦の働き方が似通った世帯にするなどの考慮があってもよいのではないか。

→ 一つの調査単位区内の世帯区分別世帯数を基に、6世帯を各世帯区分に割り当てていることから、抽出区分（層化）の更なる細分化は難しい。現在、指摘されている「専業主婦の世帯が多い」というのは必ずしも当てはまらないと考えているが、引き続き状況は確認して参りたい。

6 その他

本日の部会の審議結果については、平成28年11月22日（火）に開催された第75回人口・社会統計部会（家計調査の審議に係る第3回部会）の審議結果と合わせて、12月16日（金）

開催予定の統計委員会において報告されることとされた。

また、家計調査に関する次回の部会は、平成28年12月19日（月）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

（以 上）